

商業簿記

【第18回】

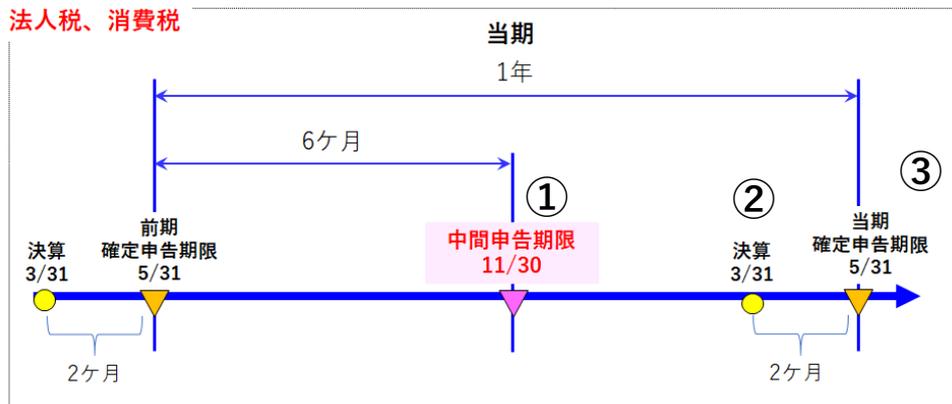
テーマ12 税金の処理

テーマ13 課税所得と税効果会計①

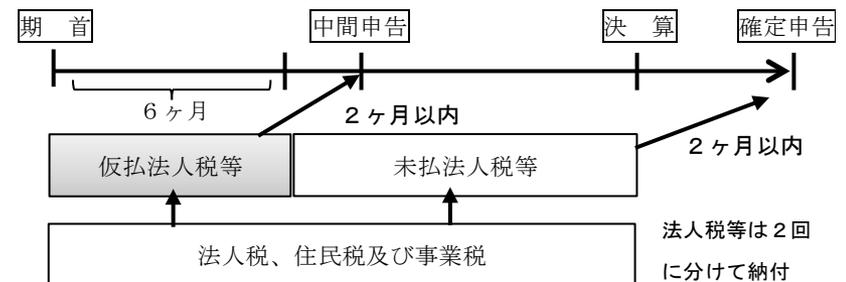
1. 法人税等の仕訳を書き出してみよう(P166)

論 点 1	法人税等の納付と追徴及び還付 (P 167)	
仕訳例の金額	① 法人税等について、年度の途中で中間申告と納付行う。税額は2,500円と計算された。 ② 期末の決算において、当期純利益15,000円（税引前）が確定した。これを基礎に法人税等の額を計算する（便宜上、税率40%をかけて計算）。 ③ 法人税等の確定申告を行い、未払分3,500円を当座預金から納付した。	
期中の仕訳 ①法人税等の 中間納付時 (設例12-1)	借 方	貸 方
期末の仕訳 ②決算時 (設例12-1)		
期中の仕訳 ③法人税等の納付時 (設例12-1)		

法人税、消費税



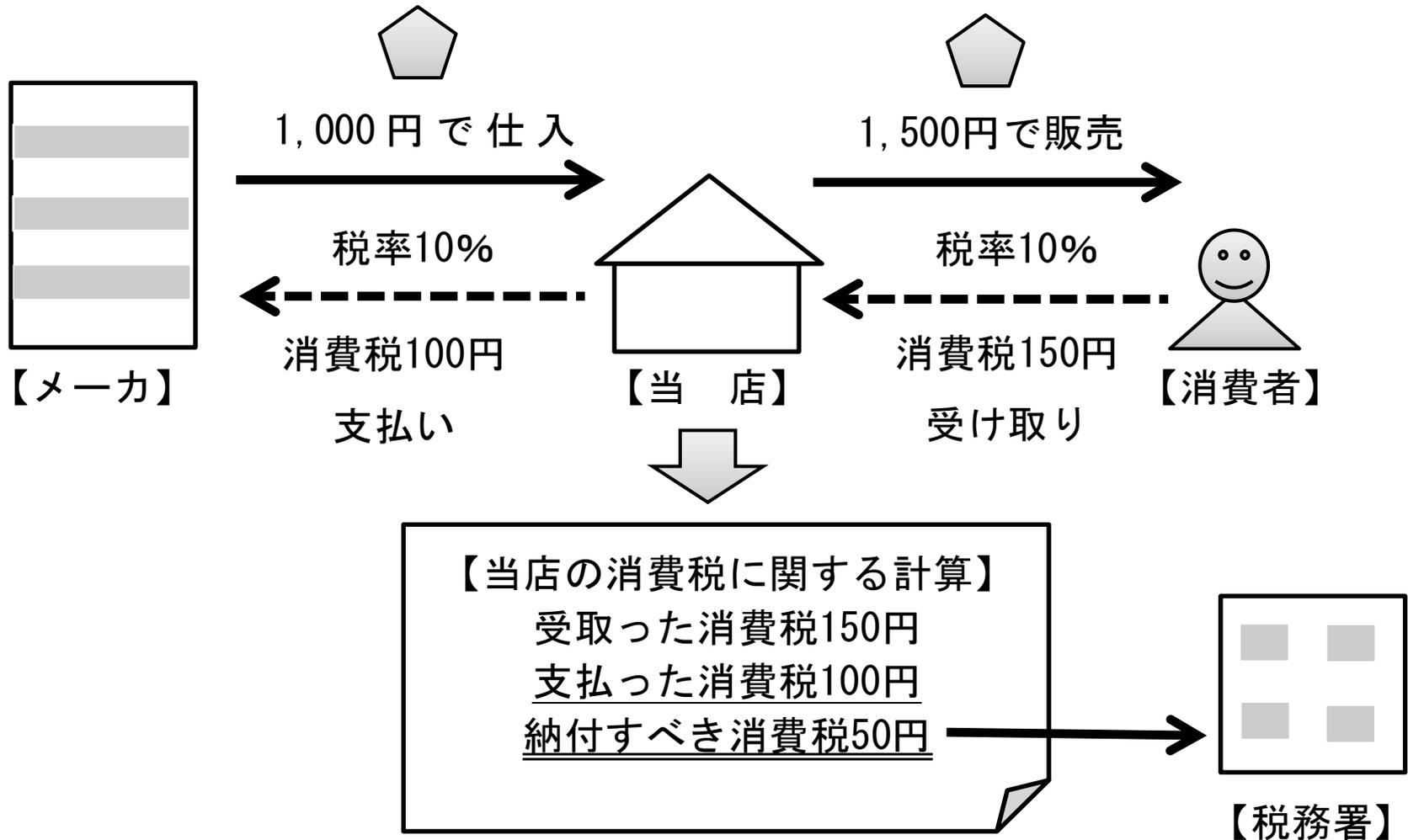
【法人税等の申告スケジュール】



2. 消費税（税抜方式）の仕訳を書き出してみよう(P168)

論 点 2	消費税の処理 その1 (P 169)			
仕訳例の金額	<p>下記はすべて「消費税抜き」の金額による取引である。 消費税10%として、商品売買（三分法）により仕訳をする。</p> <p>(1) 商品を2,000円で掛けで売上げた。 (2) 商品を1,000円で掛けで仕入れた。 (3) 販売費500円を現金で支払った。</p>			
	1.消費税を考えない場合		2.消費税を考える場合 (税抜方式で仕訳)	
期中の仕訳 (1)販売した (設例12-2)	借方	貸方	借方	貸方
期中の仕訳 (2)販売した とき	借方	貸方	借方	貸方
期中の仕訳 (3)販売費を 払ったとき	借方	貸方	借方	貸方

消費税の仕組み



<上記(1)~(3)における仕訳例の金額の集計する> **消費税を考える場合の金額を集計**

T勘定（総勘定元帳）を使って仕訳の金額も集計してみてください。

仕 入	売 上	仮払消費税	仮受消費税

--

<残高試算表を作成する>

上記(1)~(3)..期中仕訳までを反映した「決算整理**前**残高試算表」を作成してみてください。

決算整理**前**残高試算表（一部）

× 年 3月31日

借方	勘定科目	貸方
	仕 入	
	売 上	
	仮払消費税	
	仮受消費税	

論 点 2	消費税の処理 その2 (P 169)			
仕訳例の金額	(4) 上記(1)~(3)が終わり決算日を迎えた。消費税に関する決算整理仕訳だけを示す。 (5)消費税を現金で納付した。			
設例12-2	1.消費税を考えない場合		2.消費税を考える場合	
期末の仕訳 (4)決算整理	借方	貸方	借方	貸方

<残高試算表を作成する>

上記(4).決算整理仕訳までを反映した「決算整理**後**残高試算表」を作成してみてください。

決算整理**後**残高試算表 (一部)

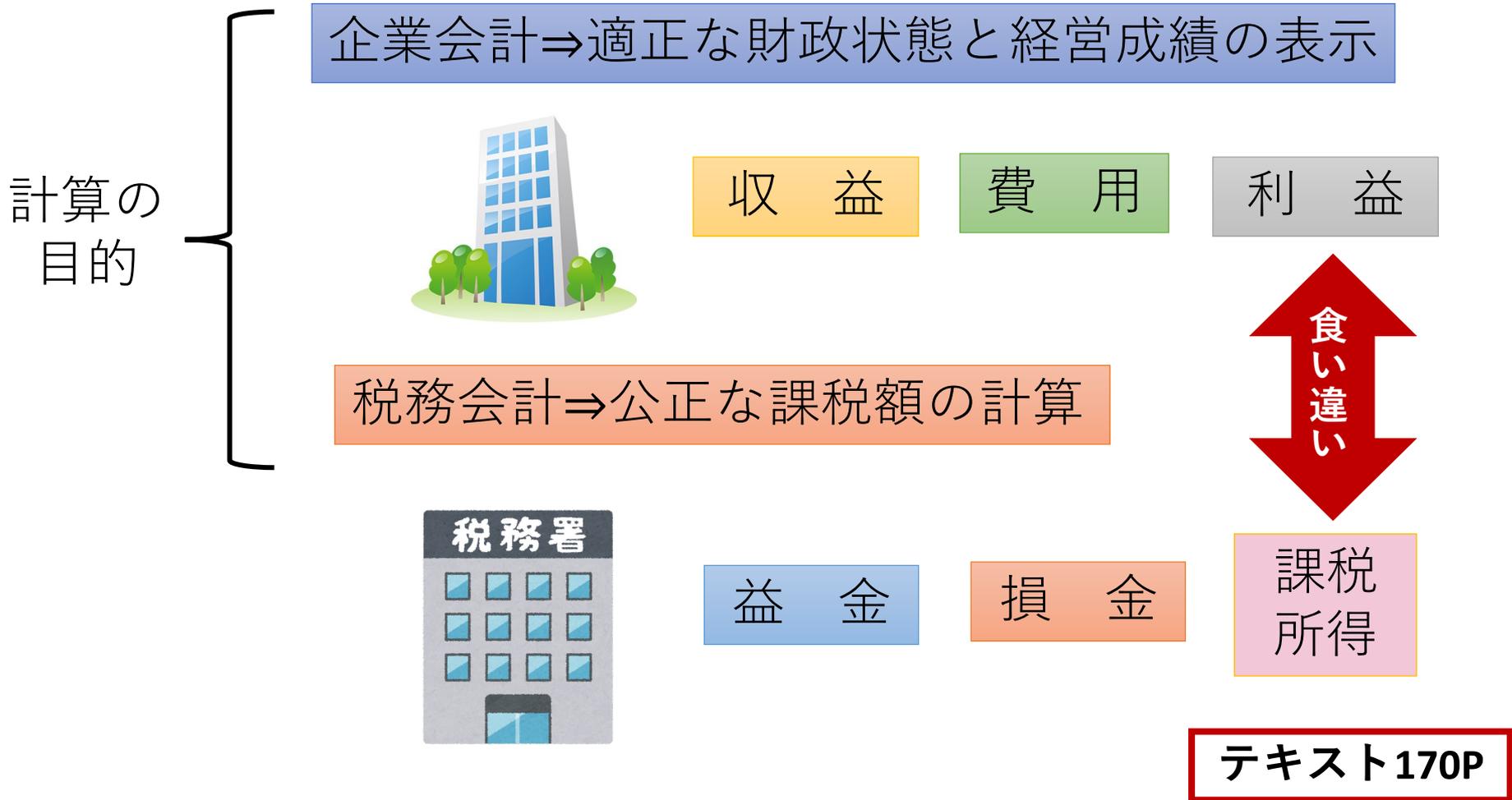
× 年 3月31日

借方	勘定科目	貸方
	仕 入	
	売 上	

期中の仕訳 (5)納付時	借方	貸方	借方	貸方

テーマ 1 3 : 課税所得の算定

3. 企業会計と税務会計の食い違い(P170)



<計算例> 課税所得の計算

法人税の課税所得 計算の仕組み

- (1) 税引前当期純利益：10,000
- (2) 収益として計上していないが、税務上益金となるものが100ある。
- (3) 費用のうち200は、税務上損金とならないものである。
- (4) 収益のうち300は、税務上益金とならないものである。
- (5) 費用として計上していないが、税務上損金となるものが400ある。

税務調整

	税引前当期純利益	10,000
加 算	益金算入となる項目	+ 100
	損金不算入となる項目	+ 200
減 算	益金不算入となる項目	- 300
	損金算入となる項目	- 400
	課 税 所 得	9,600

企業会計上の利益

企業会計と税務会計
との食い違いを調整

税務会計上の利益

テキ
スト
170P
～
173P

「損金不算入項目」とは何か？

<計算例> 課税所得の計算

(1) 税引前当期純利益：10,000

(3) 費用のうち200は、税務上損金とならないものである。

税務調整

	税引前当期純利益	10,000
加 算	益金算入となる項目	+ 100
	損金不算入となる項目	+ 200
減 算	益金不算入となる項目	- 300
	損金算入となる項目	- 400
	課 税 所 得	9,600

<BOX図を書いて計算する方法>



企業会計上の利益計算



収	益	400
	<u>商品評価損</u>	<u>200</u>
利	益	200

計算の目的が相違するから儲けの金額が異なるんだね。



税務会計上の課税所得計算



益	金	400
	<u>商品評価損</u>	<u>0</u>
課税所得		400

税率

税金



企業会計上の利益計算



収	益	400
<u>商品評価損</u>	<u>200</u>	
税引前利益	200	
<u>税金 (40%)</u>	<u>160</u>	
税引後利益	40	

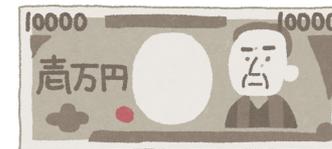
- ・ **会計上の利益額**で計算されるわけではない
- ・ 税務署は**後で**、評価損を認めてくれる

税務会計上の課税所得計算



益	金	400
<u>商品評価損</u>	<u>0</u>	
課税所得	400	

税金の計算



企業会計上の利益計算



収	益	400
	<u>商品評価損</u>	<u>200</u>
利	益	200

【税務調整～申告書別表4の仕組み】

税引前当期純利益		200
加 算	益金算入となる項目	
	損金不算入となる項目	+ 200
減 算	益金不算入となる項目	
	損金算入となる項目	
課 税 所 得		400

商品評価損200
が損金不算入



400 × 税率 = 納税額160

税務上と会計上の
食い違い調整

課税所得 × 税率で
税金額が計算



論 点 3	課税所得の算定 その1 (P173)		
仕訳例の 金額 (設例13-1)	<p>下記3つの項目は、税務申告の①～④の調整項目のどこに入るか？ 該当する項目に調整する金額を記入してください。</p> <p><簿記検定2級で出題される税務上の調整項目></p> <p>(1)貸倒引当金：会計上は150円、税務上は0円 (2)減価償却費：会計上は800円、税務上は500円 (3)受取配当金：配当金の受領額100円 税務上は0円</p>		
	企業会計上の仕訳		税務会計上の仕訳
(1)貸倒引当金の処理			
(2)減価償却の処理			
(3)受取配当金			

税務申告にあたり会計上の利益に調整する4項目 (P171)		下記に調整する項目とその金額を入れてください。
加算調整項目 (プラス)	①益金算入	
	②損金不算入	
減算調整項目 (マイナス)	③益金不算入	
	④損金算入	

論 点 4 課税所得の算定 その 2 (P 173 例題13-1)

第1期の計算

【会計上の取り扱い】



損益計算書	
売上高	
売上原価	
売上総利益	
販売費及び一般管理費	
貸倒引当金繰入	150
減価償却費	800
営業利益	
営業外収益	
受取配当金	100
営業外費用	
経常利益	
特別利益	
特別損失	
税引前当期純利益	3,650円
法人税・住民税及び事業税	
当期純利益	

【法人税等の金額が確定したときの仕訳】

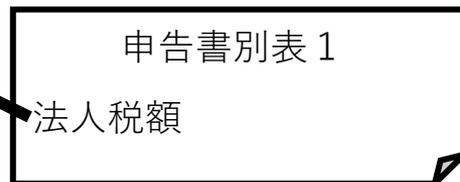
借方	貸方

【税務上の取り扱い】

- ① 法人税法上、貸倒引当金は認められず、全額、損金不算入となった。
- ② 計上した減価償却費800円のうち、税務上300円は損金不算入となった。(300円が税務上の減価償却費より超過していた)
- ③ 受取配当金100円を収益に計上していたが、税務上は益金不算入となった。

【税務調整～申告書別表4の仕組み】

税引前当期純利益		3,650円
加 算	損金不算入となる項目	
	①貸倒引当金の損金不算入額 ②減価償却費の損金不算入額	
減 算	益金不算入となる項目	
	③受取配当金の益金不算入額	
課 税 所 得		



× 税率40%

【会計上の取り扱い】

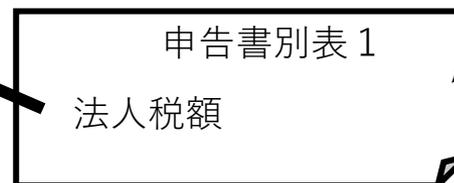
損益計算書	
売上高	
売上原価	
売上総利益	
販売費及び一般管理費	
減価償却費	800
営業利益	
営業外収益	
受取配当金	100
営業外費用	
経常利益	
特別利益	
特別損失	
税引前当期純利益	4,290円
法人税・住民税及び事業税	
当期純利益	

【税務上の取り扱い】

- ① 前期に損金に認められなかった貸倒引当金150が、全額、当期に貸し倒れたため損金算入として認められた (P173参照)。
- ② 当期も前期同様に、計上した減価償却費800円のうち、税務上300円は損金不算入となった。(前期と当期で合わせて600円が不算入)
- ③ 受取配当金120円を収益に計上していたが、税務上は益金不算入となった。

【税務調整～申告書別表4の仕組み】

税引前当期純利益		4,290円
加 算	損金不算入となる項目	
	②減価償却費の損金不算入額	
減 算	益金算入・益金不算入となる項目	
	①貸倒引当金の損金算入額	
	③受取配当金の益金不算入額	
課 税 所 得		



× 税率40%

4. 税効果会計について (テキスト175ページ)

税効果会計の仕訳を切ることで、 「会計上」と「税務上」の食い違いを調整する

<計算例> 税引前当期純利益3,000、課税所得4,000とする (法人税等の税率は40%)。

永久差異 (後述) はないものとする。

<例えば>
会計上、貸倒引当金1,000を費用計上したが、税務上は貸し倒れた時にしか認められず、損金不算入とされた。

(1) 税効果会計を適用しない場合

収	益	××
費	用	××

3,000 ×
40%に
なって
いない!

税引前当期純利益	3,000	} 非対応
法人税等	1,600	
当期純利益	<u>1,400</u>	



課税所得4,000円 × 40%
= 1,600

<計算例> 税引前当期純利益3,000、課税所得4,000とする（法人税等の税率は40%）。
永久差異（後述）はないものとする。

(1) 税効果会計を適用しない場合

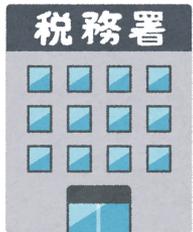


収 益	××
費 用	××
税引前当期純利益	3,000
法人税等	1,600
当期純利益	1,400

企業会計上の利益で
計算するあるべき税金は、
 $3,000 \times 40\% = 1,200$

非対応

損益計算書の最終値である
(税引後) 当期純利益
(1,400) は、当期の
適正な経営成績を示して
いないことになる。



益 金	××
損 金	××
課 税 所 得	4,000
法人税等	1,600



<計算例> 税引前当期純利益3,000、課税所得4,000とする（法人税等の税率は40%）。
永久差異（後述）はないものとする。

(1) 税効果会計を適用しない場合



収	益	××
費	用	××
税引前当期純利益		3,000
法人税等		1,600
当期純利益		<u>1,400</u>

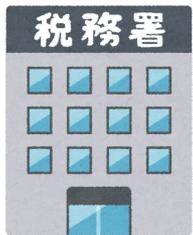
非対応

この1本の仕訳を結論として押さえてください。

両者の差
1,000

税効果会計の仕訳

(借)	繰延税金資産	400	(貸)	法人税等調整額	400
-----	--------	-----	-----	---------	-----



益	金	××
損	金	××
課税所得		4,000
法人税等		<u>1,600</u>

両者の差1,000
× 税率40%

(2) 税効果会計を適用する場合

将来の減額効果

法人税等からマイナス

(借) 繰延税金資産 400	(貸) 法人税等調整額 400
----------------	-----------------

損益計算書

収	益	×××
費	用	△×××
税引前当期純利益		3,000
法人税等	1,600	
法人税等調整額	400	△1,200
当期純利益		<u>1,800</u>

3,000 × 税率40%
で計算した
金額になった!

対
応

P/Lの側面
から見た
効果

税前利益と法人税等を対応させる!

(2) 税効果会計を適用する場合

将来の減額効果

法人税等からマイナス

(借) 繰延税金資産 400	(貸) 法人税等調整額 400
----------------	-----------------

貸借対照表	
資産の部 繰延税金資産 400	負債の部 純資産の部

B/Sの側面から見た効果



両者の差異1,000は将来、税務署が経費として認めてくれた時に、税金が減額される。

